様式第51の２の２（第38条の２関係）

【書類名】　特許請求の範囲

【請求項１】

〔備考〕

１　請求の範囲の翻訳文は、次の要領で記載する。

イ　用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び請求の範囲の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

ロ　「特許請求の範囲」の請求項に付す番号は、「【請求項１】」、「【請求項２】」のように記載する。

２　その他は、様式第29の２の備考１から６まで、８、10及び15と同様とする。

（追加……平15経産令72）